

児童手当に関するお知らせ

※対象児童のいる世帯主様宛に送付しています。保護者以外の方宛にこの通知が届いた場合は、児童の保護者へお渡しください。

なお、公務員の方は勤務先へお問い合わせください。

令和6年12月支給（10月・11月分）より
児童手当制度が改正されます！

・ 変更内容について

変更項目		変更前	変更後
対象の児童		中学生まで (15歳になった後の最初の3月分まで)	高校生年代まで (18歳になった後の最初の3月分まで)
第1子 ・ 第2子	3歳の誕生月まで	15,000円	15,000円（変更なし）
	3歳以上	10,000円	10,000円（変更なし）
第3子 以降	小学生まで	15,000円	一律30,000円（増額）
	上記以外	10,000円	
児童の数え方		18歳になった後の最初の3月31日までの子どもを数える	<u>保護者が学費や生活費等の経済的負担をしている22歳</u> になった後の最初の3月31日までの子どもを数える
所得制限の有無		有り	無し
振込日		2月・6月・10月の10日 (4ヶ月分を年3回振込)	偶数月の10日 (2ヶ月分を年6回振込)

※所得制限は無くなりますが、「申請者（手当受給者）は所得の高い方（生計を維持する程度の高い方）」という基準は変更ありません。

・ 必要な手続きについて

児童の人数、どの年代にあたるかで必要な手続きが異なります。
表を参考に、必要書類をご確認ください。

【現在児童手当を受給している方】

中学生以下 0～15歳	高校生年代 16～18歳	大学生年代 19～22歳	申請の 有無	備考	記入が 必要な書類
	※		必要		②
	※		不要	大学生年代がないため、 原則手続きはありません。	※児童と別居 している方は ③
				児童が2人のため 手続きはありません。	/
				児童全員が0～15歳のため 手続きはありません。	

※進学や単身赴任等の理由で高校生年代の児童と別居している場合は、
別途、必要書類③の提出が必要です。

【現在児童手当を受給していない方】

受給資格が なかった理由	中学生以下 0～15歳	高校生年代 16～18歳	大学生年代 19～22歳	申請の 有無	記入が 必要な書類
所得制限		※		必要	①と②
		※			①
未っ子が 高校生年代		※		必要	①と②
		※			①
		※			

※進学や単身赴任等の理由で高校生年代の児童と別居している場合は、
別途、必要書類③の提出が必要です。

・必要書類について

必要書類①、必要書類②、必要書類③、返信用封筒を封入していません。各書類の記入方法等についてはホームページをご覧ください。

宮若市 児童手当の拡充について

検索

QRコード
はコチラ→



①児童手当認定請求書

現在児童手当を受給しておらず、0歳から高校生年代（※1）までの児童を養育している方が提出対象です。

【申請に必要な書類等】

- ・児童手当認定請求書
- ・請求者の口座情報（金融機関、店番、口座番号、名義人カナ氏名）がわかるものの写し
- ・請求者の本人確認書類（マイナンバーカードまたは運転免許証）の写し
- ・請求者の健康保険証の写し
（記号・番号等の部分については黒塗りするなどして番号が見えないようにしてください。）

※1 ここでは平成18年4月2日から平成21年4月1日生まれまでの児童をいいます。

②監護相当・生計費の負担についての確認書

大学生年代（※2）の子を含めて3人以上養育している方が提出対象です。

【申請に必要な書類等】

- ・監護相当・生計費の負担についての確認書
- 子の住民票が市外の場合は、個人番号（マイナンバー）を必ず記入してください。

※2 ここでは平成14年4月2日から平成18年4月1日生まれまでの子をいいます。また、その子に対して学費や生活費等の経済的負担がある場合が該当します。

③別居監護申立書

今回新たに支給対象となった児童（高校生年代以下）と別居している方が提出対象です。

【申請に必要な書類等】

・別居監護申立書

→子の住民票が市外の場合は、個人番号（マイナンバー）を必ず記入してください。

その他注意点

令和4年3月以降に宮若市に転入し、現在児童手当を受給している方へ

令和4年3月以降に転入した高校生年代については、宮若市からの児童手当支給実績がないため、情報の登録ができていない場合があります。登録状況の確認については、下記までお問い合わせください。加えて**額改定認定請求書の提出が必要**となる場合がありますので、ホームページもご参照ください。

問い合わせ先

宮若市役所 子育て福祉課 子育て支援係
0949-32-0517